



～9月9日は救急の日です～

9月9日は、9（きゅう）と9（きゅう）の語呂合わせから「きゅうきゅうのひ」つまり「救急の日」です。国民のみなさんに救急業務について理解と認識を深めていただき、応急手当の普及・啓発を図る目的で1982年（昭和57年）に厚生労働省が制定しました。

みなさんの家庭には救急箱はありますか？ 今一度救急箱の中身について確認してみましょう。

☆救急箱の中身☆

○三角巾やタオル	○体温計	○はさみ	○消毒ガーゼ	○ピンセット	○安全ピン
○ばんそうこう	○消毒液	○綿 棒	○懐中電灯	○包 帯	○常備薬

注 意 点

- ①救急箱はいつも同じ場所に置く。
- ②使ったらすぐに補充する。
- ③年に1回は点検し、期限が切れた薬やガーゼ、ばんそうこうは交換する。

先月号では非常用持ち出し袋について触れましたが、救急箱も各家庭内において非常に大切なものです。用意していない方は用意しましょう。また、すでに用意している方は再度中身を確認し、万が一に備えましょう。



◎飛沫防止用のシートの取扱いには十分注意しましょう◎

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンターなどへの飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、次の点に十分注意しましょう。

火気使用設備や器具、白熱電球などの熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）※1を使用すること。また同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものが防火上望ましいこと。

※1 燃えにくい素材として、一般的に飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類※2については、引火点、発火点、自己消火性の有無の性質を踏まえポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材とされています。難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製品仕様を確認しましょう。

※2 シート類については、（公財）日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されています。認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されていますのでご確認ください。

